

財形住宅預金

(平成24年 9月 3日現在)

商品名	・財形住宅預金											
販売対象	・財形制度を取扱う企業に勤務される、契約時満55歳未満の勤労者の方のみ ・おひとり1契約で、1金融機関に限ります。											
期間	・積立期間5年以上（年1回以上の預入が必要です。）											
預入	預入方法	・給与または賞与からの天引き預入に限ります。 預入毎に期日指定定期預金を作成します。										
	預入金額	・1回1円以上										
	預入単位	・1円単位										
払戻方法 (払戻要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・持家としての住宅の取得または増改築等に要した費用以下の金額に限り払戻しいたします。 ・住宅の取得等の前後それぞれ1回に限り一部払戻ができます。 ・払戻期限は住宅の取得等の日から1年以内、かつ住宅の取得前に一部払戻する場合は、一部払戻日から2年以内とします。 ・払戻の際には住宅の取得等の目的であることの確認書類の提出を受けます。 											
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 										
	利払頻度	・個別の定期預金毎に、満期時に一括して支払います。										
	計算方法	・付利単位を1円とし、1年毎の年複利計算 ただし、年単位としない預入日数については、1年を365日とする日割計算による年複利計算										
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・財形年金預金と合算で元本550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利息について分離課税（税率20%）されます。 <p>平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>											
手数料	—											
付加できる 特約事項	—											
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害の状態となった場合または死亡した場合を除き、住宅の取得等の目的以外で払戻しされる時は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます ・満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 <p>① 預入期間が6ヵ月未満の場合 解約時における普通預金利率</p> <p>② 預入期間が6ヵ月以上3年未満の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>「2年以上」の約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>「2年以上」の約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>「2年以上」の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>「2年以上」の約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td> <td>「2年以上」の約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>（ただし、小数点第3位未満は切捨て計算します。）</p>		6ヵ月以上1年未満	「2年以上」の約定利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満	「2年以上」の約定利率×50%	1年6ヵ月以上2年未満	「2年以上」の約定利率×60%	2年以上2年6ヵ月未満	「2年以上」の約定利率×70%	2年6ヵ月以上3年未満	「2年以上」の約定利率×90%
6ヵ月以上1年未満	「2年以上」の約定利率×40%											
1年以上1年6ヵ月未満	「2年以上」の約定利率×50%											
1年6ヵ月以上2年未満	「2年以上」の約定利率×60%											
2年以上2年6ヵ月未満	「2年以上」の約定利率×70%											
2年6ヵ月以上3年未満	「2年以上」の約定利率×90%											
金利情報の入手 方法	・金利については窓口へご照会ください。											



<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：フリーダイヤル0120-173017）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間に1回以上の預入がない場合等財形の要件を満たさない事態が発生した場合は、課税扱いとなります。 詳しくは窓口までお問い合わせください。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

